

○議長（杉田雅史君） 1番 古川元規君。

○1番（古川元規君） 1番古川元規です。まずは、先にお亡くなりになりました金森勝雄元村長のご冥福をお祈りさせていただくとともに、深く哀悼の意を示させていただきます。

さて、それでは私からは、通告のとおり2点について質問をさせていただきます。

1点目は、副村長職設置と設置後のロードマップの確認についてであります。

質問内容については、加藤議員のご質問とかぶる部分もあるかと思いますが、よろしくお願いします。

本年9月定例議会に及びまたその後の報道におきまして、村長は年内に副村長職を設置できるように行動されると発言をされておられます。それを受けまして、本議会において条例改正に関する議案が上程されているのかとは思いますが、一方、そのときの再質問の際には、私から、今後は人選はもちろん、正副村長でどのように職務を分担するのか。また、給与面はどうするのか。議会や村民との合意や理解を得られるように協議なども重ねた上での条例改正や新しい役職を設けるようにしてほしいと、その旨を伝えております。そして、その際には、村長からは、理解を得られるように真摯に対応するという趣旨の回答をいただいているというふうに理解をしております。

これまでの経緯にありますように、人口が増え、多様性があふれるこの時代の中において、舟橋村においては副村長職を設けることについて、私は、反対をするものではなく、むしろ賛成をするものであります。

しかし、補正予算として、副村長給与として、3か月分、242万円9,000円が計上されていますが、条例改正と同時に人事案件を上げるというのは、9月にお答えをいただいた内容とは違い、性急に過ぎるのではないかというふうに思います。

どのような人がどのような職務をこなすためにどれだけの金額が必要なのかということについて不明瞭な状態のまま、もし今回の条例改正を是とすれば、今後もその費用は毎年計上され続けることとなります。費用対効果が見えないままの状態での副村長職設置への賛同を得ることは難しいのではないかと思います。

副村長職の設置に向けての議案を上程する際には、副村長制を廃した市町村やいまだ存続している市町村との比較はもちろん、人選、職務分担、給与などをどのような方向性に、またどのような手続を経て決定していくつもりなのか。また、その結果としてどのような成果が期待できるのか。副村長職の設置までのロードマップと、設置後にその

成果を出していくロードマップとを具体的にお示しいただきたいと思います。村長の考えをお聞かせください。

2点目になります。今後の助成金給付の対応についてであります。

自民党の総裁選以降、これまでの緊縮型の財政から積極型の財政への転換が図られようとしております。コロナ禍においても経済成長を続ける諸外国に比べ、唯一マイナス成長の日本経済を立て直すためにも、積極財政への転換は至極当然であるというふうに考えます。しかし一方、せっかく予算が確保されても、それが国民に行き渡るまでに時間がかかったり、非常に煩雑な手続が必要なようでは困ります。

舟橋村においては、昨年春の10万円定額給付金の際には、他の市町村よりも迅速な対応がよい評判を呼び、また今回もいち早く現金での10万円給付が決定をされました。これからもこのように迅速に対応してほしいというふうに思います。

ただ一方では、高過ぎる事務手続の費用が昨今のニュースでも話題となっております。当時は時間のない中で業者選定や業者との交渉をしている時間がなかったということもあったかと思われませんが、いくら事務手続のお金も国から出ているとはいっても、全ての市町村がその調子では、特定の業者にばかりお金が流れるということになりかねません。

これから個人向け、業者向けなど、多くの助成金の手続が必要になると思われますので、今後を見据えた対策を取っていただきたいと思いますが、当局のお考え、対応をお聞かせください。

また、同時に他の市町村では受けられても、舟橋村では受けられない助成金などがあり、不公平感を感じるという話も少なからず耳にします。全てを他の市町村レベルと同じにするということはもちろんできないこととは思いますが、動向を見ながら、舟橋村としても、この分野に関する助成は他の市町村に負けないようにしていこうなどという助成金に対する姿勢、方向性、思いなどがありましたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（杉田雅史君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 1番古川議員の、今後の助成金給付対応のご質問にお答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金事業については、システム改修委託料に220万円を計上しております。これについては、既存の住基システムを用いて申請書を作成するた

め、必要な経費と考えております。ただ、国はプッシュ型として早く対象者に配布せよとのことでしたので、委託契約の金額の検討に時間を割くことはありませんでした。

しかし、今後も必要な事業を円滑に進めるため、業務の委託はしてまいります、少ない金額で効果が上がるよう、委託先担当者としっかり話し合いをしてまいります。

議員ご指摘の助成金については、昨年度来の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の件だと思われませんが、これについては、市町村独自で用途を決定するものであります。

議員さんからは事業者向けの交付金が少ないとのご指摘でございますが、昨年度3か月間行った水道料金の減免については、事業者も対象とさせていただきました。

舟橋村としては、今までの住民ニーズを踏まえ、子育て世帯を中心に用途を検討しております。学校給食の無償化や保育園給食費助成、小学校・中学校施設の公共施設水栓機器非接触型改修工事等を行っております。

これは市町村による考え方の違いが出ております。よって、市町村によるばらつきがございます。そのため、住民の方から見ると不公平感を感じることもあるのではないかと考えております。

今後は他市町との情報交換及び情報収集に努め、よい事案があれば検討し、住民の福祉に寄与するよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉田雅史君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 1番古川議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

副村長の職務は地方自治法第167条で定められておまして、1つ目には、村長に代わって業務の詳細についての検討や政策の企画立案を行ったりするほか、村長の判断が不要な、重要でない事案、もしくは村長の委任を受けた事案についての決定や処理を行うこと。

2つ目には、法令に特別の禁止規定がある場合や村長の固有の権限や職務を除いて、その事務の一部を、委任を受けて執行ができるということで、告示を行うことにより、委任を受けた事務に関し、村長の判断を仰ぐことなく、副村長が自らの権限と責任で執行できるものとされております。

3つ目には、村長に事故があったり、欠けたりしたときに、その職務を代理する。具体的には、村長が病気で入院する、海外出張などで容易にその意思決定ができない状態や、辞任や死亡により空席になったときに、職務代理者として、村長の代わりに村の代

表として業務を行うこととあります。

今回任命させていただこうと考えております副村長については、今申し上げました職務のうち、1番目と3番目の職務を担ってもらおうと考えております。

次に、給料でございますが、副村長の給料につきましては、舟橋村の特別職の給与並びに旅費に関する条例に基づきまして規定されております。この金額は舟橋村特別職等報酬審議会において慎重に審議され、副村長の職務の対価として妥当であると判断されてあるものと理解しております。ですから、今回、この金額で予算計上させていただいております。

副村長の設置につきましては、私の選挙公約でもあり、就任以来、その必要性、人選なども含めまして、熟慮を重ねてまいりました。その結果として、私の右腕として適任と思う方がおりましたので、条例案が可決されれば、最終日に人事案件として追加提案させていただきたいと考えております。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

副村長のロードマップにつきましてはですが、再三申し上げておりますとおり、危機管理において政治責任の一端を担うことのできる特別職が必要だと考えております。そのことを踏まえて、副村長の設置が舟橋村のために一番必要なことと確信しております。

本来なら議会の皆様と十分に協議をする必要がある案件であると承知しておりましたが、私の不手際により、議員の方々との協議の機会を設けずに、このような形で村長設置についてお願いすることは、心から申し訳なく思っております。

しかし、再三申し上げておるとおり、再検証問題を解決するためにも、ぜひ副村長を置かない条例の廃止の議案を認めていただくようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（杉田雅史君） 古川元規君。

○1番（古川元規君） それでは、再質問させていただきます。

まずは給付金の対応についてですが、なかなか検討する時間が少なかったということでしたが、システムに関しては、今後も使い続けるような構築をぜひ検討していただきたいと思います。給付金のたびに委託料が何百万とかかかってくるというのは、何か民間の感覚ではちょっともったいないように考えられますので、その点、納得のいくようにやってほしいなど。

地元業者にそれこそこだわらなくてもいいことだと思いますので、今回の件にかかわら

ず、高額の外部発注作業というのは相見積りを取って、妥当性のある費用を計上していくというのは当然のことかと思しますので、また引き続き力を入れていただければなどというふうに思います。

続きまして、副村長職の設置についてであります。

何といいますか、村長を補佐したり、代理になったり、委任を受けた職務を行う。そんなことはもちろん分かっていることなんですけれども、本当に、じゃこの給与を払うそれだけの費用対効果があるのかというのが全く見えないというのが現状かなと思います。

事前にこれだけ通告をしているにもかかわらず、その資料も示されていないですし、その状態で1月1日から……。これはちょっと納得感が得られないんじゃないかなというふうに、残念ながら思わざるを得ないというところであります。

これは提案ですけれども、副村長の設置は、新年度の、例えば4月以降を想定した上で、補正予算の中から副村長の人事に関わる点については取下げをされるべきではないかというふうに思います。その上で、水面下での協議などを交えた上で、3月議会で再上程していただき、副村長を実際に設ける際には、いま一度、議会で信を問うという形にしてはどうかというふうに思います。そうしなければ、この副村長を置かない条例の撤廃というものの自体に反対せざるを得ないというか、可決させるのが難しくなるのではないかなというふうに思います。

副村長を将来設置する。その実を取るためにも、今回は、これはもちろん提案ですけれども、一度出直して、村民、また議会の理解を得る形を取られるほうがよいのではないかというふうに思いますが、村長の考えをいま一度お伺いしたいと思います。

○議長（杉田雅史君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 古川議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

通告がしてあったのに、答えがなっていないと。それについては大変申し訳なく思っているわけでございます。

もう少し時間をおいて考え直すべきであるというご提案もいただきました。皆さん方にご理解をいただけるような形を考えて、これから行きたいというふうに思いますので、ぜひご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（杉田雅史君） 古川元規君。

○1番（古川元規君） 今のご答弁ですと、あくまで強行されるということかと思いますが、理解を得られず残念ではありますが、なかなかこのままでは副村長制に賛同する、自分であっても賛成できるかどうかちょっと判断が難しいところではないかというふうに思います。

最後に、これは意見です。質問ではないですが、審議までにまだ数日時間がありますので、その間に議会や、また村民の理解が得られるように資料を示し、また説明していただくとともに、副村長制を通して実現させたい、村長自身のこのビジョンというのを明確にお示しただけであればというふうに思います。

以上になります。

○議長（杉田雅史君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 今、古川議員さんからおっしゃったとおり、内容につきまして、何とか理解をいただけるように頑張りたいというふうに思いますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。